

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第112号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月5日 12時00分ごろ	
発生場所	京都府京丹後市 経ヶ岬灯台から真方位054° 11海里付近 (概位 北緯35° 53.3′ 東経135° 24.8′)	
事故等調査の経過	平成21年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 <sup>こうしん</sup>光進丸、14.94トン KT2-1056（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 <sup>せいりょう</sup>西漁丸、14トン KT2-1158（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士免許及び特殊免許</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士免許及び特殊免許</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首き裂を伴う擦過傷</p> <p>B 左舷舷縁割損など</p>	
事故等の経過	<p>A船は、底びき網の揚網を終え、次の投網地点へ向けて西進中、操船者が後部甲板で行われていた作業が気がかりとなり、操舵室を無人として航行した。</p> <p>B船は、東方へえい網中、船首方に接近するA船を認めたが、A船が避けてくれるものと思って航行し、衝突直前にA船を避けようと右転したものの、平成21年4月5日12時00分ごろ、経ヶ岬灯台北東方沖において、A船の船首部とB船の左舷部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、波 ほとんどなし</p>	
その他の事項	両船は、同じ漁業協同組合に所属し、また船体等に不具合はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船の操船者は、後部甲板で行われていた作業が気がかりとなり、操舵室を無人とし、見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、A船が避航するものと思い込んで航行し、警告信号を行わず、衝突を避けるための適切な協力動作をとらなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、経ヶ岬灯台北東方沖において、A船が西進中、B船が東進してえい網中、A船が船橋を無人として見張りを行わず、また、B船がA船が避航するものと思い込み航行したため、両船が衝突したことにより発生	

	した可能性があると考えられる。
--	-----------------